



あなたのやさしさを
次世代に残す素敵な方法
～遺贈・相続・香典寄付のご案内～



社会福祉法人 愛媛県共同募金会



「ご自身」の遺産を寄付する ～遺贈寄付について～

自分の遺産を社会的に有意義な事業に使ってほしい、そうしたお気持ちを生前に遺言書に残しておく、法律にもとづく法定相続とは別にご自分の意思を生かすことができます。このように遺言書をつくり、後々にわたっても、ご自身で築かれた財産を特定の人や団体に与えたり、寄付したりすることを「遺贈」といいます。

遺言書にはいくつかの方法がありますが 公正証書遺言をおすすめしています



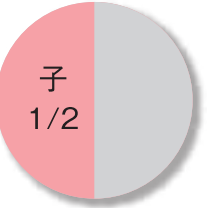
	公正証書遺言	自筆証書遺言
概要	<ul style="list-style-type: none">①公証人役場で2人以上の証人(公証役場で費用を払って依頼も可能)が立会いの下、ご自分(遺言者)の遺言の内容を公証人に口述して伝え、公証人が遺言書を記述します。②本人と証人が記載内容を確認した後、署名、押印して完成します。	<ul style="list-style-type: none">①全文と日付および氏名を自書し、押印します。(ワープロや代筆は認められません。)②遺言者がご逝去された後、家庭裁判所の検認が必要です
保管場所	原本は公証人役場で保管され、ご自分と遺言執行者等で正本・謄本を保管します。	保管は自らの責任で行ないます。
優れた点	<ul style="list-style-type: none">①公証人が作成するので、内容が明確になり、証拠性も高く無効になる恐れはほとんどありません。②偽造、変造、紛失の恐れがありません。③「検認手続」なしで執行できます。	<ul style="list-style-type: none">①誰にも知られずに作成できます。②費用がほとんど発生しません。③作成替えが容易です。④証人の捺印が不要です。
ご留意 いただく点	<ul style="list-style-type: none">①証人2人の立会いが必要となります。②費用が発生します。 (遺贈財産により異なりますが、およそ3万円から10万円です。)	<ul style="list-style-type: none">①家庭裁判所で「検認手続」が必要です。②遺言の要件を満たしていないと無効になる等、形式の不備や、内容が不明確になりやすく、後日トラブルが発生する可能性があります。③偽造、変造、隠匿の恐れがあります。④発見されない可能性や発見が遅れる可能性があります。

1. 名称

遺贈先の名称として「社会福祉法人 愛媛県共同募金会」とご記載ください。

2. 遺留分

遺留分とは、法定相続人に保障されている最低限の相続分です。ご遺族の方とのトラブルを防ぐ意味においても、ご寄付いただく金額は遺留分を侵害しない範囲でご指定ください。

相続人	配偶者と子の場合	配偶者のみの場合	子のみの場合
遺留分	 <p>配偶者 1/4 子 1/4</p>	 <p>配偶者 1/2</p>	 <p>子 1/2</p>

3. 不動産・有価証券

不動産や有価証券は遺言執行者が現金化(換価処分)する旨をご記載ください。

〈遺言公正証書への記載例〉

平成〇年〇月〇日
第〇〇〇号

遺言公正証書

本職は、遺言者〇〇〇〇の嘱託により、証人〇〇〇〇、及び証人〇〇〇〇の立会いのもとに、次のとおり遺言者の口述を筆記して、この証書を作成する。

第一条 遺言者は、遺言者が所有する次の財産について、遺言執行者をして換価させたい。その換価金から換価にかかる諸経費、遺言執行者に対する報酬及び遺言者の債務・負担を控除した残額を、社会福祉法人愛媛県共同募金会(愛媛県松山市持田町三丁目八番十五号)に遺贈する。

(遺贈する財産の表示)

一、〇〇〇〇

二、〇〇〇〇

第二条 遺言者は左記の者をこの遺言執行者に指定する。

(遺言執行者の表示)

弁護士 〇〇〇〇

〇〇〇〇

〇〇〇〇

右遺言者および証人に読み聞かせたところ、各自筆記の正確な事を承認し、左にそれぞれ署名捺印する。

遺言者 〇 〇 〇 〇

証人 〇 〇 〇 〇

証人 〇 〇 〇 〇

公証人 〇 〇 〇 〇

 〇 〇 〇 〇

 〇 〇 〇 〇

 (印) (印) (印) (印)

 〇 〇 〇 〇

 〇 〇 〇 〇

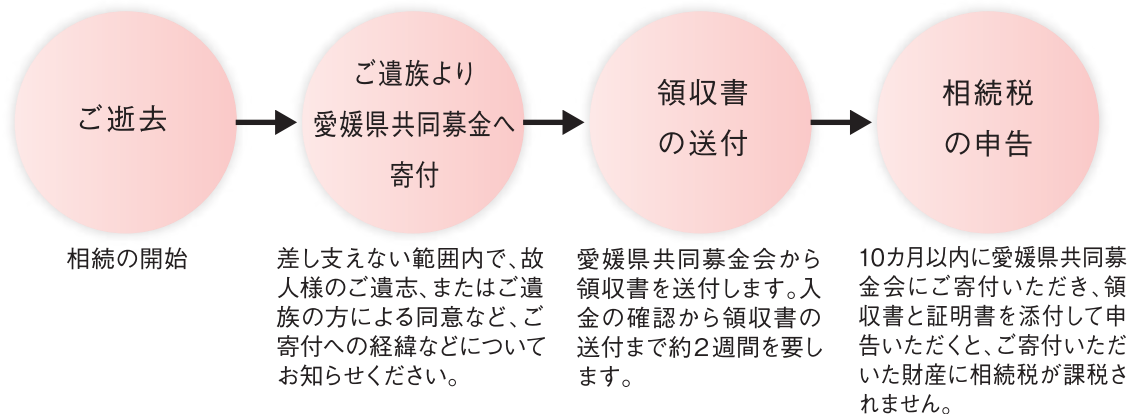
 (印)



「故人」の遺産を寄付する ～相続寄付について～

故人のご遺志や想いを引き継ぎ、ご遺族の皆様からいただく相続財産の一部は、地域社会の支援を必要とされている方々に役立てていただく寄付です。故人やご遺族の地域社会に貢献したいとお気持ちを活かす寄付として利用されています。

ご寄付から相続税の申告までの流れ

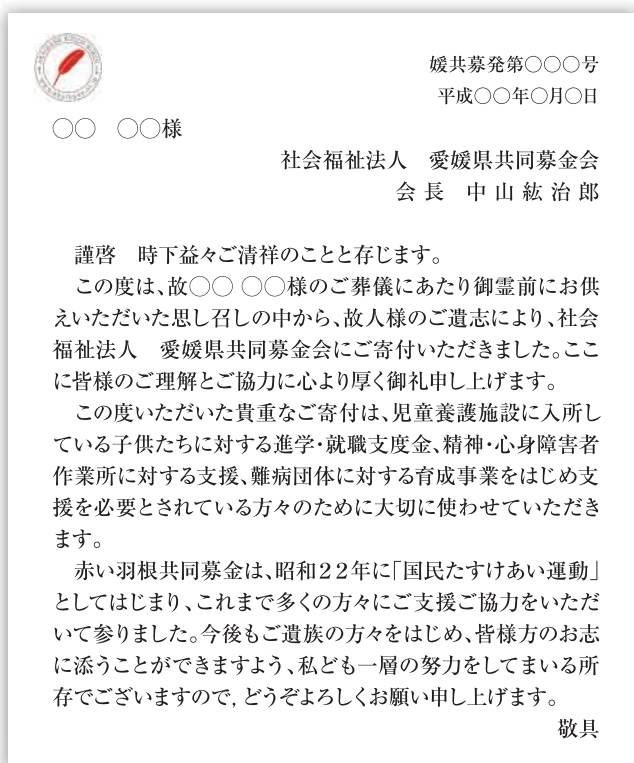


「香典」などから寄付する ～香典寄付について～

ご葬儀などでお香典をいただいた方々への「お香典返し」にかえて、愛媛県共同募金会にご寄付いただく方法です。故人やご遺族が地域社会へ抱いている想いを、生前故人と御縁があった方々と分かち合っていただくことができます。

お香典返しにかえて、ご寄付いただいた場合は、ご遺族様から会葬者の方々にお送りいただくための「お礼状」を愛媛県共同募金会でご用意しています。

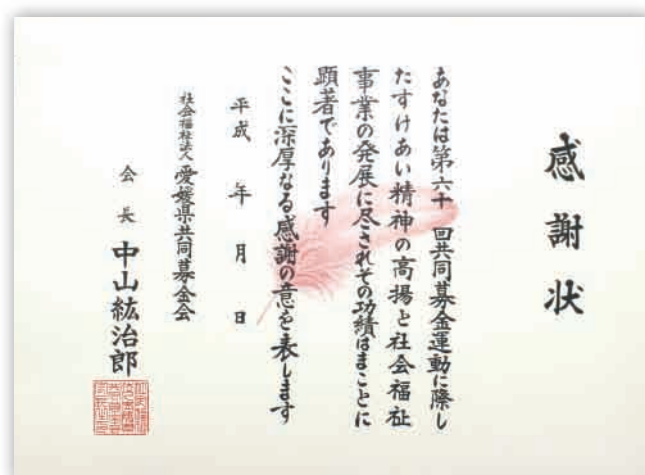
愛媛県共同募金会からのお礼状▶



感謝状の贈呈

寄付金額に応じて感謝状を贈呈しています。(個人の場合。)

種別	愛媛県共同募金会 会長 感謝状	中央共同募金会 会長 感謝状	厚生労働大臣 感謝状	紺綬褒章
金額	3万円以上 20万未満	20万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上



◀愛媛県共同募金会
感謝状(見本)

税制上の優遇措置

1. 相続税

社会福祉法人愛媛県共同募金会は、租税特別措置法施行令第40条の3に記される社会福祉法人であり、本会にご寄付いただいた相続財産には、相続税が課税されません。非課税の扱いを受けるには、相続税の申告期限内(被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10カ月以内)にご寄付いただき、相続税の申告の時に、本会が発行する「領収書」と「社会福祉法人証明書」を添付する必要があります。

2. 所得税 (相続税の優遇を受けると対象となりません)

「税額控除」と「所得控除」があり、寄付者にとって有利な控除を選択できます。ここでは、少額の寄付でも税の優遇が可能な税額控除制度を記載します。「税額控除」とは、納付すべき所得税額から、該当する金額が控除されることをいいます。ただし、税額控除額は、その年分の所得税額の25%が限度となります。

$$\text{税額控除額} = (\text{税額控除対象寄付金額} - 2,000\text{円}) \times 40\%$$

3. 個人住民税 (相続税の優遇を受けると対象となりません)

「個人住民税の税額控除」とは、納付すべき個人住民税の額から該当する金額が控除されることをいいます。なお、地方税である個人住民税は、国税である所得税とは異なり、寄付先の共同募金会が所在する都道府県内に住所があることが必要になります。

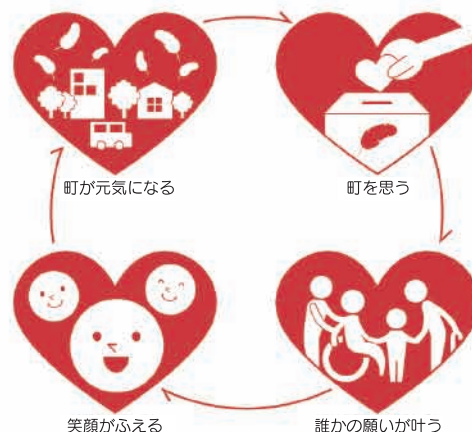
$$\text{税額控除額} = \{\text{寄付金額} (\text{年間所得の30\%を限度とする額}) - 2,000\text{円}\} \times 10\%$$



赤い羽根共同募金とは？

赤い羽根共同募金は「じぶんの町を良くするしくみ」です。赤い羽根共同募金は、1947(昭和22)年に「国民たすけあい運動」として行なわれたのがはじまりです。以後毎年10月からスタートする共同募金運動は、「地域福祉の推進」を目的として、今も続く歴史の長い募金活動です。現代は少子高齢化が進む中、高齢者、障がい者、子どもたちへの福祉活動のほか、様々な福祉課題に取り組むボランティア活動などに役立てられています。

一人ひとりの町を思うやさしさが、地域で暮らす人々のつながりを強くし、輪となり広がっています。



赤い羽根共同募金はあらかじめ計画を立案して行う募金運動です。

地域の民間福祉のニーズを把握してから募金活動を行う「計画募金」。これは他の募金には見られない、共同募金だけの特徴です。各市町の福祉の現場からの“町を良くしたい”という思いをもとに、募金活動を行っています。

お寄せいただいた地域で募金は活用されています。

都道府県で集めた募金は、その都道府県内の福祉活動に役立てられています。たとえば、一人暮らしの高齢者を地域で見守る活動や、障がい者が働く事業所への支援、福祉施設への車両整備のほか、福祉活動の担い手となるボランティアの育成や子どもたちへの福祉教育など、みなさんの住んでいる市町内での福祉活動をはじめ、より広域的な課題を解決するための都道府県域の活動に役立てられています。

※ただし、下記「災害等準備金」は例外的に都道府県域を超えた「被災地支援にも活用されます。

赤い羽根共同募金は災害が起きた時にも使われます。

大規模災害が発生した時に備えて、各都道府県の共同募金会では募金額の一部を「災害等準備金」として積み立てています。これは被災者を支援するための災害ボランティアセンター開設・運営の資金であり、被災した福祉施設の復旧支援にも使われます。じぶんの町にも、もしもの時にも、赤い羽根共同募金は役立てられているのです。

赤い羽根共同募金にお寄せいただいた寄付金は、お年寄りから障がい者・子どもまで様々な事業に活用されています。愛媛県内だけで1年間におよそ500件の事業(全国では約6万件)に有効に活用されています。ここでは、紙幅に限りがありますので、助成事業のほんの一例をご紹介します。

「厳しい社会で自立していかなければならない」 施設の子供たちの自動車普通免許取得費用に

親からの虐待などの理由によって児童養護施設(愛媛県内で10カ所)で暮らした子どもたちは、18歳で仕事をして、自ら稼いだお金で、住まいや衣服を整え、食事をして、生活をしていかなければなりません。

様々な事情や生まれ育った環境から、基礎的な生活能力や、周りの人とうまくコミュニケーションがとりにくい人も少なくありません。金銭的・精神的に頼れる大人がいない状況で社会に巣立つのは過酷なことです。自動車普通免許を取得できれば、就職にも役立ちますし、場合によっては命綱にもなるのです。

このたびは、施設を巣立っていく私たちのために募金をしてくださってありがとうございました。

今回の募金をしてくださったお金は、自動車教習代に使わせていただきました。本当に助かりました。

自分達は、周りの人との支えがあってこそ成長し社会に巣立っていくのだと思います。社会に出てからも今回のことを忘れることなく、今後は自身が多岐に活躍できるように頑張っていきたいと思っています。

これからも施設を巣立っていく子ども達にご支援のほどよろしくお願い申し上げます。
本当にありがとうございました。

自動車運転免許代として30万円という大金をくださってありがとうございました。

僕は高校3年生ですが、神経麻痺の病気にかかり留年して、みんなより1年多く学校に行っていました。その1年間、施設の先生や親達の支えのおかげで頑張ってきました。

自動車運転免許代で免許を取ったら事故や違反をしないように、安全運転を心がけていこうと思います。

この自動車運転免許代をいただいたおかげで免許を取りに行くことができます。本当にありがとうございました。

支え合う社会のために募金を大切に使っています



山間部からの利用者にも、より安全な車両で送迎、作業することができ効率もアップしました。



通院や外出に欠かせない車いす用の福祉車両はどの地域でも大活躍。

共同募金の詳しい使いみちは、赤い羽根データベース「はねっと」で見ることができます。

はねっと

検索

お気軽にご相談ください。

遺贈による
寄付

相続による
寄付

香典による
寄付

赤い羽根えひめ

検索



社会福祉法人 愛媛県共同募金会

〒790-8553 愛媛県松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館
Tel:089-921-4535 Fax:089-921-4588
E-mail:info@akaihane-ehime.or.jp